

もり 森林づくりボランティア活動支援事業の趣旨

景観に配慮した潤いのあるまちづくりの実現に向けて、森林づくりを市民・事業者・行政が協力しながら行うことにより、快適な生活環境の創造及び森林・林業に対する理解の促進を図ることを目的として、市は、活動場所を提供し、助言・技術指導や器材の貸出、植樹箇所の地拵え等を行い、市民・事業者の森林づくり活動を支援します。

もり 森林づくりボランティア活動条件

1 申 込 み 資 格	会社や町内会、任意のグループなどの団体とします。個人の方は市植樹祭に参加して下さい。
2 申 込 み 方 法	事前に森林整備課と打合せの上、森林づくり活動申込書を <u>1部提出</u> してもらいます。その後、市内部で了承の決裁を取り、市長印を押印した申込書を送付します。
3 活 動 内 容	① 植樹 樹木等の植栽。(植栽後、2年以上の下刈を努力義務とする) ② 下刈 植樹木周辺の下刈。 ③ その他 上記以外でも事業の趣旨に合致すれば了承します。
4 活 動 場 所	原則として、市で管理する市有地内とします。詳細な場所については、申込者と協議の上、決定します。
5 保 険 の 加 入	活動する場合は、必ず申込者が傷害保険等に参加して下さい。活動時に事故等があった場合は、森林整備課まで報告するとともに申込者の責任において処理して下さい。
6 植 樹 に つ い て	① 植樹した樹木の所有権は市に帰属するものとします。 ② 植樹する樹種は、申込者と協議の上決定するものとします。 ③ 苗木や植樹に必要な材料は申込者で準備して下さい。
7 植 樹 後 の 管 理	植樹後は市が管理を行います。ただし、植樹活動の翌年から2年以上の下刈を努力義務とします。植樹木全ての生育を保証するものではありません。また、必要に応じて除伐、間伐等を行う場合があります。 植樹活動を行った場合、団体名、植樹年月日、樹種、本数等を入れた標柱等を希望により設置できるものとします。ただし、標柱等は申込者が準備して設置するものとします。
8 器 材 の 貸 出 等	植樹、下刈に必要な、唐鋤や下刈鎌は市で貸出し、助言・技術指導等を行います。
9 そ の 他	① 活動状況の写真等を広報やまがた等に掲載させていただく場合があります。 ② 活動する際には、事前に日時等を森林整備課へ連絡して下さい。 ③ この活動条件に従わない場合は、申込み了承を取り消す場合があります。 ④ この活動条件に定めのないもの及び疑義が生じたときは、その都度協議するものとします。